経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を 御報告いたします。

議案第64号 岩国市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の審査におきまして、委員中から本条例の制定により、本社機能を本市へ移転したり拡充したりする企業にとっては固定資産税でのメリットがあるようだが、本市にとってのメリット・デメリットはどういったものがあるのかとの質疑があり、当局からメリットとしては不均一課税を行った場合の減収分について、普通交付税により補塡されること、また、デメリットとしては特にないものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から本条例の制定に伴うデメリットとしては、雇用や業種において既存企業と競合することも想定されるが、それに対する方策は何か考えているのかとの質疑があり、当局から現在、具体的な対応策は考えていないが、既存の企業が存続していくことは本市の産業振興において非常に重要なことであると認識している。雇用機会の創出を図る上で、本条例に定める制度は有効なものであることから、事業者の決定を行う県とも協議しながら今後しっかりと進めてまいりたいとの答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で経済常任委員会の審査報告を終わります。